

# 岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業

## 特定事業の選定

平成 23 年 3 月 31 日

岡山市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に準じて、岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、同法第8条の規定に準じて特定事業の選定に係る客観的評価の結果を次のとおり公表する。

平成23年3月31日

岡山市長 高谷 茂男

## 1 事業概要

### (1) 事業名称

岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業

### (2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

### (3) 公共施設等の管理者等の名称

岡山市長 高谷 茂男

### (4) 事業方式

本事業は、D B O (Design (設計) - Build (建設) - Operate (維持管理・運営)) 方式により実施する。

落札者の構成員及びS P C (落札者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社)を選定事業者(以下「事業者」という。)として、岡山市(以下「市」という。)の所有となる西部リサイクルプラザ(以下「本施設」という。)の設計、建設、及び運営に係る業務を一括して行うものとする。

### (5) 事業期間

事業期間は、次のとおり予定する。

ア 特定事業契約の締結：平成24年3月

イ 設計・建設期間：平成24年3月から平成26年12月(2年9ヶ月)

ウ 運営期間：平成27年1月から平成46年12月(20年間)

### (6) 事業範囲

選定事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

#### ア 本施設の設計・建設業務

建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。建設業務については、建築物及び建築設備工事、プラント工事(機械設備工事、電気・計装設備工事、配管工事)、外構工事、その他関連工事及び関連業務を行う。

#### イ 本施設の運営業務

S P Cは、運営業務委託契約に基づき、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、主な運営業務は、運転業務、維持管理業務(本施設の点検整備・補修・機器更新を含む。)、清掃業務、保安業務、環境管理業務等とする。

また、S P Cは、啓発施設の運営業務及び見学希望者等への対応を併せて行う。

(7) 計画施設の概要

ア 計画地の概要

所在地	岡山市北区野殿西町 428 -2	
敷地面積	約 9,400 m <sup>2</sup>	
都市計画事項	都市計画区域	市街化調整区域
	用途地域	指定なし
	防火地域	指定なし
	高度地区・高度利用地区	指定なし
	建ぺい率	60%以下
	容積率	200%以下
	高さ制限	建築基準法による
	日影規制	規制なし
	河川保全区域	河川法による

イ 計画施設の概要

リサイクルプラザ	<p>粗大ごみ処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：26t/日 (可燃性粗大ごみ 3t/日、不燃性粗大ごみ 3t/日、不燃ごみ 20t/日)</li> </ul> <p>資源選別施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：17t/日 (空きびん 8t/日、ペットボトル 6t/日、古紙・古布 3t/日)</li> <li>その他 廃乾電池等の保管、廃食用油の保管、発泡トレイの保管、蛍光管の保管</li> </ul> <p>啓発施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不要品の修理及び再生を行うための設備</li> <li>不要品及び再生品の展示販売を行うための設備</li> <li>不要品及び再生品の保管のための設備</li> <li>研修のための設備</li> </ul> <p>家庭系粗大・資源化物回収所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭系粗大ごみの直接搬入の受入設備</li> <li>家庭系資源化物の直接搬入の受入設備</li> </ul> <p>その他設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システム</li> </ul>
----------	---

## 2 評価の内容

### (1) 評価方法

ア 本事業をPFI法に準じた事業(以下「特定事業」という。)として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。

イ 市の財政負担見込額の算定にあたっては、民間事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

ウ 上記の財政負担の算定に加えて、本事業を特定事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

### (2) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及び特定事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件について、次頁の表に示す。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	特定事業として 実施する場合
財政負担額の 主な内訳	設計・建設費 運営費 工事監理費 起債の支払利息	本施設の設計・建設業務に係 る対価 本施設の運営業務に係る対 価 工事監理費 起債の支払利息 アドバイザー費用 モニタリング費用 事業者からの税収（市税）を 調整
共通の条件	事業期間：設計・建設期間2年9ヶ月、運営期間20年 割引率：1.8% インフレーションは見込まない。	
資金調達に 関する事項	交付金（循環型社会形成推進 交付金） 起債 一般財源	交付金（循環型社会形成推進 交付金） 起債 一般財源 民間事業者の出資
設計・建設 費に関する 事項	事前の民間事業者への見積調査 の結果及び市の類似施設の実績 をもとに設定した。	市が直接実施する場合に比べ て、一括発注による効率化及び 民間事業者の創意工夫により一 定割合の縮減が実現するものと して設定した。
運営費に 関する事項	事前の民間事業者への見積調査 の結果及び市の類似施設の実績 をもとに設定した。	市が直接実施する場合に比べ て、一括発注による効率化及び 民間事業者の創意工夫により一 定割合の縮減が実現するものと して設定した。

( 3 ) 市の財政負担額の比較

前記の前提条件に基づく財政負担額について、市が直接実施する場合と特定事業として実施する場合とを比較すると次表のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担額を 100 とする指標により比較する。

財政負担額の指標

市が直接実施する場合	特定事業として実施する場合
100	92.9

( 4 ) 特定事業として実施することの定性的評価

本事業を特定事業として実施することにより、次に示すような定性面での効果を期待することができる。

ア 設計・建設と運営の効率化

リサイクルプラザについて、設計・建設、運営の各業務を民間事業者に一括して性能発注することにより、民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき、より効率的かつ機能的な設計・建設と運営が実施されると期待できる。

イ 長期的な視点に基づく運営内容の向上

廃棄物処理施設の運営について、長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の修繕・更新等の実施、中長期の視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

ウ リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

リスク分担において、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、事業開始前から分担を明確にすることにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られる。

( 5 ) 総合評価

本事業を特定事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を 7.1%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等の定性的効果も期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業を P F I 法第 6 条に準じて特定事業として選定する。